

慶應義塾大学病院感染対策指針

(趣旨)

第1条 慶應義塾大学病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および教職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組む。その基本的な考え方等を以下のとおり定める。

(病院感染対策に関する基本的な考え方)

第2条 病院は、病院感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため病院感染防止対策を全教職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針に沿った感染防止および感染制御の体制を構築する。

(感染制御部の設置)

第3条 ①病院感染対策に関する病院全体の諸問題を管掌し、改善策を講じるなど病院感染対策活動の中枢的な役割を担うために、感染制御部を病院に設置する。
②感染制御部の業務、組織および運営等については、「慶應義塾大学病院感染制御部内規」に定める。

(感染対策運営委員会および感染専門委員会の設置)

第4条 ①病院感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。

- 1 感染対策運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- 2 感染専門委員会（以下「専門委員会」という。）

②前項に規定する運営委員会および専門委員会の組織および運営等については、「慶應義塾大学病院感染対策運営委員会内規」および「慶應義塾大学病院感染対策運営委員会内規第8条」の定めにより、「感染専門委員会細則」に定める。

(職員研修)

第5条 ①病院感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について、教職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて教職員の感染対策に対する意識向上を図る。
②職員研修として、全教職員を対象とする講習会を年2回以上開催する。また、必要に応じて隨時開催する。
③研修の開催結果を、記録として保存する。

(感染発生状況の報告)

第6条 耐性菌、市中感染症等の発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を運営委員会および専門委員会を通じて全教職員に速やかに周知する。

(感染発生時の対応)

- 第7条 ①感染発生時には、感染が発生した部署（以下「発生部署」という。）の教職員が直ちに感染制御部に連絡し、感染制御部はその状況および患者への対応等を病院長ならびに運営委員会および専門委員会に報告する。
②発生部署の教職員および感染制御部は、速やかに感染発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
③実施された改善策の結果を評価し、それを運営委員会および専門委員会を通じて速やかに全教職員へ周知する。

(患者の皆様への情報提供と説明)

- 第8条 ①本指針は、患者の皆様またはそのご家族が閲覧できるものとする。
②疾病的説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）について説明し、理解を得た上で協力を求める。

(病院における感染対策の推進)

- 第9条 ①教職員は、自らが感染源とならないよう手指衛生を徹底し、流行性ウイルス疾患に対する免疫を保有し、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
②病院は院内の手指衛生に関する環境を整備し、教職員の手指衛生に関する教育・周知・組織風土の醸成を促す。
③感染防止のため、教職員は各職場共通の別紙「感染防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。また、マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果を教職員に周知徹底する。
④薬剤耐性（AMR）対策のため抗菌薬適正使用を推進する。広域抗菌薬について許可制・届出制とし、投与開始後も早期介入・長期投与症例介入により、継続的にモニタリングするとともに、投与の妥当性を評価し、教職員へ周知する。
⑤他の医療機関から実践している感染対策の評価を受け、改善活動に努めるとともに、他の医療機関に対しても感染対策にかかる助言を行う。

(本指針の改廃)

- 第10条 本指針の改廃等は、運営委員会が発議し、病院運営会議の承認を得るものとする。

2007年 7月19日制定
2008年 3月18日改正
2010年 7月 1日改正
2016年 3月15日改正
2017年 5月 1日改正
2022年 4月19日改正
2023年 9月19日改正

慶應義塾大学病院長
感染制御部長